

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬003
- (2) 請負の表示 横河電機株式会社製ハイスループット細胞機能探索システム
CellVoyagerCV8000年間保守 一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 2024年4月1日から2025年3月31日まで
- (4) 請負場所 大阪大学大学院薬学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科会計係
電話 06-6879-8151
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
2024年3月29日(金) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

仕 様 書

1. 目的

本仕様書は、横河電機(株)製ハイスループット細胞機能探索システム CellVoyagerCV8000 (以下、「本システム」という)において不時の障害が発生した際の保守業務 (以下、「本業務」という) を目的とするものである。

2. 業務期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

3. 本業務の実施場所

本業務の実施場所は、本システムが採用されている対象機器の設置場所である国立大学法人大阪大学薬学研究科とする。

4. 本業務の内容

受注者は、添付サポートプラン記載のベーシックサポートプランに基づき、必要な保守業務を速やかに実施するものとする。

5. 除外作業

次の各号に定める作業については、本業務の対象外とする。ただし、必要があると認めるときは、発注者は、受注者と協議のうえ、実施時期、対価その他必要事項を定め、当該作業を依頼できるものとする。

- (1) 発注者の依頼による本システムの改造・変更
- (2) 対象機器の移設に伴う本システム関連の作業および立会
- (3) 発注者の過失に起因して生じた障害・故障の修理・修復
- (4) PC (ユーザインタフェース用) 及び PDA 本体
- (5) 天災、地変その他受注者の責めに帰すことのできない事由により本システムに生じた障害・故障の修理・修復

6. 代金の支払

請負代金は、一括前払いとし、請求書発行日の属する月の翌々月末までに支払うものとする。

7. その他

- (1) 本業務の実施に際し、本学の研究・業務に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (2) 本業務の実施に当たって使用する光熱水料は、発注者が負担する。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び仕様書に疑義を生じた場合には、発注者と受注者との協議の上、取り決めるものとする。

以上

ハイスループット細胞機能探索システム

Cell Voyager

CV8000

サポートプラン

2019年9月
横河電機株式会社

1. CV8000 サポートプラン

納入後 2 年目以降は、CV8000 サポートプランにご加入いただけます(有料)。納入後 1 年間の保証期間には、ハードウェアトータルサポートプランの保守を無料で実施します(修理パーツ補償、ワークステーション補償全額補償のみ対象)。

お客様のご要望に合ったコースを選択いただけます。

サポートプラン名	トータルサポート	ベーシックサポート	ライトサポート
定期点検	年 4 回	年 2 回	年 1 回
CV8000 計測ソフトウェアアップデート	あり ^{※1}	あり ^{※1}	あり ^{※1}
追加プレート登録 (点検時対応)	あり ^{※2}	あり ^{※2}	あり ^{※2}
修理パーツ補償、 ワークステーション補償	全額補償 ^{※3}	半額補償 ^{※3}	なし
ハード技術サポート ^{※6} (トラブル対応、相談)	あり ^{※3}	あり ^{※3}	あり ^{※3}
解析技術サポート ^{※6} (メールでの解析プロトコル作成、相談)	あり	あり	あり
訪問解析サポート、 訪問操作説明 ^{※6}	10 回まで ^{※5}	10 回まで ^{※5}	4 回まで
解析ソフトウェアアップデート (CV8000 解析ソフトウェア、 CellPathfinder)	全ライセンス対応	全ライセンス対応	なし
定価	¥ 11,900,000-	¥ 6,400,000-	¥ 2,500,000-

^{※1} 定期点検時に新規バージョンがリリースされている場合に実施いたします。サポートプランにご加入いただかない場合、有償となります。

^{※2} 定期点検時以外で訪問の必要がある場合は、訪問解析サポートが必要となります。

^{※3} トラブル要因が仕様範囲外でのお取扱いによる場合には、費用を請求させていただきます。仕様範囲につきましては、製品に同封の取扱説明書をご参照ください。

^{※5} 指定回数以上の出張対応は追加サポート費を請求させていただきます。

^{※6} 後述のカスタマーサポートセンターにて受付後、2 営業日以内に1次回答いたします。

◇各サポートプランは1年単位で加入できます。

◇CV8000 サポートプランの本体定価に含まれるものとして、オプション類等、別途、合意いただいた内容を対象とさせていただきます。

◇サポートプランは継続加入を前提にしています。3 年目以上の未加入期間を経て再度加入する場合、もしくは上位グレード相当に加入する場合は、1 度有償でスポット点検を行う場合があります。不具合品が見つかった場合は有償交換が必要です。

◇後から追加されましたオプションにつきましては、本加入期間の終了までは本体同様にサポートし、次回加入時にオプションを加えた形での定価で計算させていただきます。

◇修理パーツ補償では、別途合意が無い限りは NAS 等のアクセサリは補償の対象外となります。

◇ワークステーションの記憶装置(HDD 等)の中身については保証範囲外となります。

◇CV8000 サポートプランにご加入いただかない場合のトラブル等の出張対応の際には、都度サービス費を請求させていただきます。

記載内容はお断り無く変更することがありますのでご了承ください

Yokogawa Electric Corporation

CV8000 サポートプラン

LSMK-HCA-P049r1

2. 定期点検項目

項目	内容
ソフトウェアバージョンアップ	計測ソフトバージョンアップ 解析ソフトバージョンアップ
レーザー出力	レーザー出力測定および調整
光学系	カメラ間の画素ずれ測定および調整、シェーディング確認
XY ステージ	XY ステージ繰り返し精度の測定
オートフォーカス	エラーカーブ確認
ディスペンサ滴下量*1	電子天秤による測定 ※要望時 年1回
ステージインキュベータ	ステージ内温度測定、CO ₂ の安定性確認*1
インキュベータ*1	精密温度計によるインキュベータ内3箇所温度測定
装置水平出し	水準器による XY ステージでの水平確認
プレート登録*2	追加するプレートの登録
最終動作確認	ソフトウェア Ver の確認 1 プレートの搬送及び測定を実施確認

*1: 搭載機の場合のみ実施します。

*2: 追加プレートの要求がある場合のみ実施します。

3. 予防保全項目

項目	内容
内部清掃	機内ホコリ除去
外部清掃	天井ホコリ除去、FAN詰まり掃除
光学部品	ミラー、レンズ等のクリーニング
配線、配管	コネクタ等の嵌合チェック
駆動部	潤滑を確認しグリスアップ カップリング、位置センサ、リミットセンサ確認
エアバルブ、シリンダ	配管、継ぎ手チェック
排気ファン	排気確認、フィルタ交換
ハロゲンランプ	輝度確認
ワークステーション	ハードディスクのデータクリーニング
電源	電圧確認、PE 導通確認 漏電ブレーカチェック
最終動作確認	ソフトウェア Ver の確認 非常停止動作の確認 1 プレートの搬送及び測定を実施確認
非常停止	非常停止動作確認

4. 保守パーツ

別途問い合わせください。

記載内容はお断り無く変更することがありますのでご了承ください

Yokogawa Electric Corporation

CV8000 サポートプラン

LSMK-HCA-P049r1

5. お申込方法

本サポートプランにお申込の際は、販社または弊社担当営業までご連絡をお願いいたします。

6. お問い合わせ窓口

横河電機株式会社 金沢事業所
ライフィノベーション事業本部 品質保証・カスタマーサポートセンター

電話番号：076-258-7000(受付時間 9:00-17:00)
メールアドレス：LS_support@cs.jp.yokogawa.com

以上

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 薬003

請負の表示 : 横河電機株式会社製ハイスループット細胞機能探索システム
CellVoyagerCV8000年間保守 一式

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請負契約書(案)

請負の表示 横河電機株式会社製ハイスループット細胞機能探索システム
CellVoyagerCV8000 年間保守 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税及び地方消費税によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科 研究科長 小比賀 聡 と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科において行うものとする。

第5条 契約期間は、2024年4月1日から2025年3月31日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科会計係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、契約開始後前払いするものとし、適法な請求書受領後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第10条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

2024年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

研究科長 小比賀 聡 印

受注者

印

別 紙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。